

三木市こども計画

概要版



令和7年3月

三木市

I 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

- ◆少子化の加速、共働き世帯の増加、地域のつながりの低下等を背景とする子育て環境の変化等により、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、子育て家庭の支援の充実が求められる状況が続いています。
- ◆令和5年4月に、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。
- ◆こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。
- ◆国の動向を踏まえ、これまで主に就学前児童とその家庭への支援を中心としてきた本市の計画の対象を、成長過程にある若者まで広げ、新たに「三木市こども計画」として策定し、本市のこども・若者支援及び子育て家庭への支援の包括的な計画として位置づけます。

計画の位置づけと期間

- ◆本計画は、以下の計画を包含し、一体的に策定するものです。

計画の名称	根拠法
・市町村こども計画	こども基本法 第10条
・市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条
・市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
・市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条
・市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条

- ◆令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年度（令和9年度）において見直しを検討します。

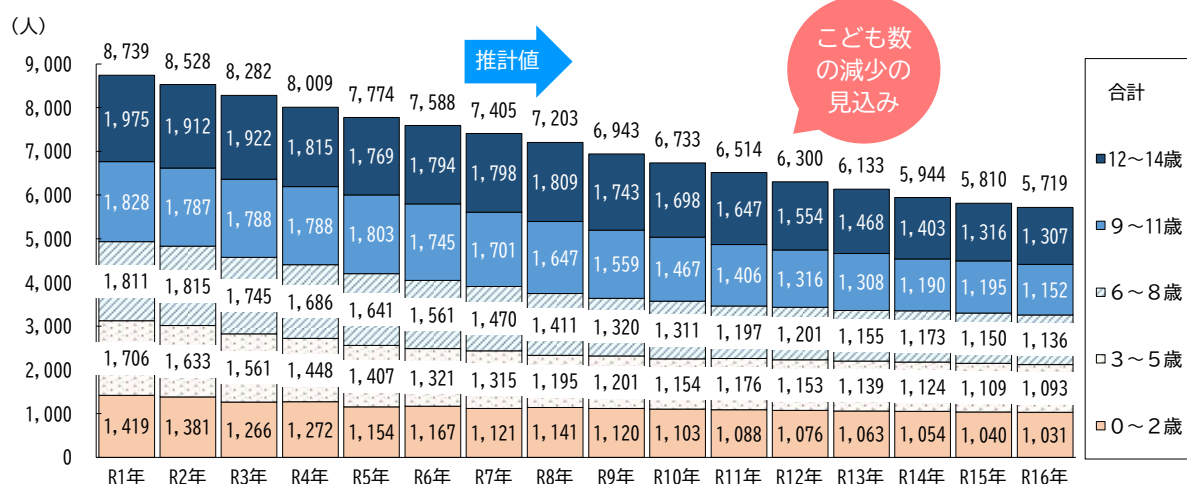
計画の策定体制

- ◆「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、三木市では「みきっ子未来応援協議会」を位置づけ、計画策定に向け、子ども・子育て支援に関する事項を協議しました。
- ◆「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関する子育て家庭のニーズ等について調査を行いました。

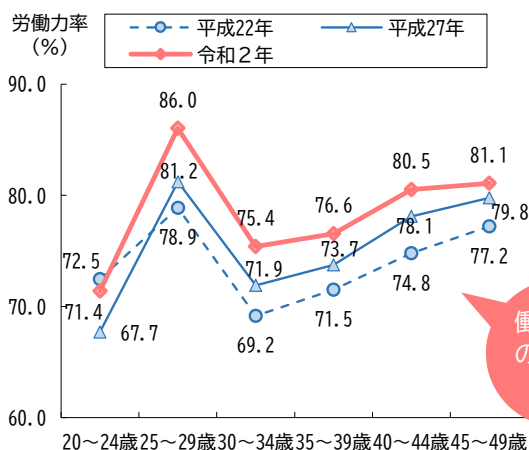
Ⅱ 各種統計・アンケート調査からみた現状と課題

- ◆子育て世代の転入はあるものの、将来的には、少子化と人口減少の継続が見込まれています。
- ◆子育て世代の女性の労働力率が上昇しており、本市では就労への復帰が早い傾向があります。
- ◆アンケート調査結果においても仕事をする母親が増加しており、保育ニーズやアフタースクールの利用ニーズの増加が予想されます。
- ◆児童センター、吉川児童館、子育てキャラバン等については潜在的ニーズが大きいことがうかがえます。
- ◆病児・病後児保育についても、利用を希望する人の割合に対して、実際の利用は少数にとどまっており、潜在的ニーズが大きくなっています。
- ◆親族以外で子育てのサポートを受けられる人間関係が縮小傾向にあることがうかがえます。

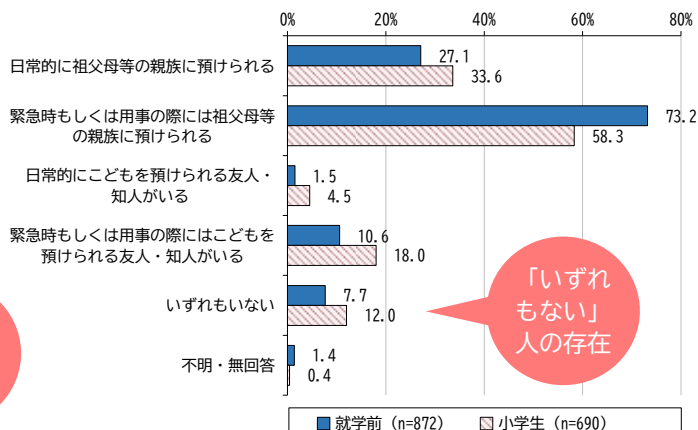
■ 0～14歳人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和6年までは住民基本台帳）



■ 女性の労働力率の変化
（国勢調査 三木市民）



■ 日頃子どもを預かってもらえる人の有無
（就学前保護者アンケート調査）



Ⅲ 計画の基本理念

- ◆本計画の前身となる第一期・第二期の子ども・子育て支援事業計画では、「人がつながり 子どもが育つまち 三木」を基本理念としてきました。
- ◆人と人がつながり、こどもを家庭や地域などで共に育て、こどもがすこやかに育つまちづくりを進めていくことに変わりはありませんが、「こども計画」として若者の支援まで領域を広げた計画となったことを考慮し、次のように基本理念を定めます。

人がつながり こども・若者が育つまち 三木

Ⅳ 基本方針と分野別の取組

基本方針 1：こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

①こども・若者の権利の擁護と尊重

- 人権教育・啓発の推進
- 社会参画や意見表明の機会の確保
- ジェンダー・障がい等に関する格差の解消
- 多文化共生の推進

②児童虐待の防止

- 関係機関との連携と相談体制の強化
- 虐待の早期発見と予防啓発
- 児童養護施設等との連携

③心と体の健康を守る取組の充実

- 親と子の健康づくり
- 小児医療体制の整備
- 学齢期から青年期までのこどもの相談支援体制の整備



④安全・安心な育ちの環境づくり

- こどもを事件・事故の被害から守るための活動の推進
- 安全なインターネット利用のための取組
- こども・若者の自殺対策

基本方針 2：支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援

①障がいや発達に支援が必要なこども・若者とその家庭の支援

- 教育保育施設での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ
- 障がいや発達に支援が必要なこどもとその家庭の支援
- 特別支援教育の推進

②多様なニーズを有するこども・若者とその家庭への支援

- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ヤングケアラーへの支援 等

③こどもの貧困対策

- 実態把握の推進
- 学習・進学への支援
- 生活支援
- 保護者への支援

基本方針 3：就学前教育・保育の質の確保と充実

①教育・保育内容の充実

- 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用
- 学校教育への円滑な接続
- 三木市特定教育・保育施設評価及び監査

②保育教諭の質の向上と確保

- 保育教諭の質の向上
- 保育教諭の確保

③家庭教育の支援

基本方針 4：未来を創る教育の推進

①生きる力の育成

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成

②学びを支える環境づくりの推進

- 学校・園の教育環境の整備・充実
- 教職員の資質・能力の向上
- 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- 不登校のこどもの支援



基本方針 5：青年期における成長・活動の支援

①就労の支援

- キャリア教育の充実
- 関係機関と連携した就労支援

②困難を有する若者への支援

- 地域と連携した困難を有する若者への支援体制づくり
- 相談支援の充実と情報発信の強化

③結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成

- 親となる体験の機会の提供
- プレコンセプションケアに関する情報提供
- 自分らしいパートナーシップと子育てを支える環境整備

基本方針 6：子育て家庭や保護者に対する支援の充実

①各種の子育て支援の取組の推進

- 子育て支援事業の充実
- 地域における子育て世代の学びや交流

②こどもの居場所づくり

- 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実
- 地域と連携したこどもの居場所づくりの推進

③就労と育児の両立支援

- 休業制度やワーク・ライフ・バランスに関する事業者・市民への啓発
- 子育てにおける男女共同参画の推進
- 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保

④子育ての経済的支援

- 保育料負担の軽減
- こども医療費の無償化
- 各種の経済的支援と情報提供の充実



V 事業実施の見込みと確保方策

教育・保育提供区域の設定

- ◆本市において教育・保育提供区域を次の3園区とします。なお、地域子ども・子育て支援事業については、基本的に三木市全体を1つの提供区域として事業を実施します。

第1園区	別所・三木・三木南
第2園区	自由が丘・緑が丘・青山・志染
第3園区	細川・口吉川・吉川

就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

- ◆保育利用率の増加傾向と少子化の動向を踏まえて、就学前教育・保育の量の見込みを設定します。具体的な見込量と確保方策の数値は以下の通りです。
- ◆受け入れ施設については、現状の施設整備と定員の弾力化で、見込量と同数を確保します。

■1号認定（3～5歳、教育標準時間認定）の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第1園区	3～5歳	人	89	76	73	68	67
第2園区	3～5歳		87	72	60	47	38
第3園区	3～5歳		12	8	9	9	9

■2号認定（3～5歳、保育認定）の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第1園区	3～5歳	人	562	505	501	496	520
第2園区	3～5歳		449	436	433	422	425
第3園区	3～5歳		76	58	85	79	88

■3号認定（0～2歳、保育認定）の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第1園区	0歳	人	31	32	33	33	33
	1歳		136	157	162	169	175
	2歳		149	159	178	180	182
第2園区	0歳		30	32	35	37	39
	1歳		89	86	86	88	89
	2歳		111	116	111	110	111
第3園区	0歳		4	4	5	5	5
	1歳		26	16	16	16	16
	2歳		14	32	20	20	19

地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

- ◆地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
利用者支援事業	基本型 I 型	1	1	1	1	1
	基本型 地域子育て相談機関		15	15	15	15
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用人数	15,205	15,451	15,286	14,984	14,724
妊婦健診	利用人数	603	600	590	578	576
	健診回数	4,595	4,572	4,496	4,404	4,389
乳児家庭全戸訪問事業	人	363	361	355	348	347
養育支援訪問事業	利用人数	10	10	9	9	9
	利用回数	120	120	108	108	108
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	人日	24	24	24	24	24
育児ファミリーサポートセンター事業	人日	958	966	988	1,003	1,030
	就学前利用人数	585	607	650	677	724
	小学生利用人数	373	359	338	326	306
一時預かり事業 認定こども園等在園児対象	人日	2,318	1,985	1,879	1,708	1,656
	その他・認定こども園等	337	325	307	286	268
	その他・児童センター等	509	511	497	481	465
延長保育事業	人	990	996	1,047	1,071	1,166
放課後児童健全育成(アフタースクール)事業		791	804	776	794	757
	1年生	253	286	248	283	244
	2年生	214	206	228	198	228
	3年生	194	184	181	203	174
	4年生	81	82	73	67	72
	5年生	33	31	32	28	26
	6年生	16	15	14	15	13
子育て世帯訪問支援事業	利用人数	18	18	17	17	16
	利用回数	216	216	204	204	192
親子関係形成支援事業	人	32	31	30	29	28
妊婦等包括相談支援事業	回	1,107	1,101	1,083	1,062	1,059
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	人日	20	18	16	16	14
産後ケア事業	人日	445	460	444	439	436

※確保方策については、すべての事業で見込量と同数のサービスを確保するものとします。

三木市こども計画概要版
令和7年3月

発行：三木市
編集：三木市健康福祉部子育て支援課(令和7年4月よりこども福祉課)
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449